

# 令和2年11月 総会議事録

日 時 令和2年11月25日(水)  
午前9時30分  
場 所 豊橋市役所 東85会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和2年11月25日(水)  
午前9時30分開会 午前11時15分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第54号 農用地利用集積計画について
    - 議案第55号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
    - 議案第56号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
    - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第5号 現況証明について
    - 報告第6号 県営畑地帯総合土地改良五号地区の換地計画について
- 4 その他
  - (1) 視察報告
  - (2) 連絡事項

## 5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一
13 番 高部 宏生	14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ
19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治
22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子

## 6 欠席委員 なし

## 7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名                      農業企画課 1名

## 8 議事の経過

事務局                      定刻となりました。  
ただ今から豊橋市農業委員会 11 月総会を開会いたします。  
近藤会長、よろしく願いたします。

議長                      <あいさつ>  
それでは、総会を始めます。  
なお、豊橋市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により、  
私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いたします。  
本日は、議席番号 2 番石橋正通委員、同 13 番高部宏生委員から  
遅れる旨の連絡がありましたのでよろしくお願いします。  
なお、出席委員は現時点で 24 名中 22 名で過半数に達していま  
すので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により  
総会は成立いたします。  
次に議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員につ  
いて私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員                      「異議なし」  
議長                      異議なしと認め、議席番号 8 番小林尚美委員、同 11 番陶山哲

委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、12日の書類説明会、農業委員による現地調査、18日の委員現地調査及び19日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第3条の番号14番、一部雑草が茂っている部分の除草を確認後、許可書を交付します。

そのほかについては変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料1-1として、番号9番及び10番の営農型太陽光の案件、番号11番、12番及び13番の新規営農の案件並びに番号14番の試験研究の案件について、事務局が行った聞き取りの概要を配布していますので、併せてご精読ください。

よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法4・5条関係については、変更、取下げ等はございません。

これまでの対応状況につきましては、補助資料の5条の番号6番の申請地にあった違反建物については、11月24日付けで撤去したことを確認しました。

同じく番号16番について、払下げ予定の用悪水路内に周辺農地も利用する集水柵があり、どのように管理するのかという指摘がありましたが、太陽光設備に係らない部分のため、現状維持のまま管理するとのことで調整しているとのことです。

また、番号11番の営農型太陽光の案件につきましては、審査会での聞き取り内容を資料1-1として配布していますので、併せてご覧ください。

よろしくお願いたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」

事務局

を議題といたします。

なお、番号 14 番は試験農場に関する案件です。

18 日の委員現地調査においてもご意見を頂いた案件のため、分けて審議をお願いしたいと思います。

まず、番号 1 番から 13 番までの 13 件を一括上程いたします。内容については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 51 号、1 ページをご覧ください。

最初に番号 1 番から 8 番について説明します。

取得目的は、番号 1 番と番号 3 番が近隣農地を取得、番号 2 番、番号 4 番から 6 番、番号 8 番が経営規模拡大、番号 7 番が経営規模拡大のため受贈で、権利の種類は番号 2 番が賃借権設定、その以外はすべて所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書・現地調査をもとに説明します。

第 1 号取得後全部効率的に利用できるかについて、全案件ともトラクター等大型機械を保有し営農に必要な機械を確保しています。従事者については、全案件とも 2 名以上の従事者がいます。

番号 1 番、3 番、5 番、6 番は申請者の年齢が 70 歳を超えています。全員健康状態に問題はなく、息子が後継者となる予定です。

また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われま

せん。第 2 号農地所有適格法人以外の法人については該当ありません。

第 3 号信託の引き受けについては該当ありません。

第 4 号取得後において常時従事するかどうかについては全案件とも申請者が 150 日以上従事します。

第 5 号取得後に下限面積の 50a に達するかどうかについては全案件とも許可前から 50a 以上あります。

第 6 号転貸するかどうかについては該当ありません。

第 7 号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号 9 番の農地所有適格法人が新たに農地を取得する

案件について説明します。

権利の種類は使用貸借による権利の設定です。

申請者は公開会社ではない株式会社です。農地法第2条第3項各号の農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかについて、申請書及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号主たる事業はキャベツ等の栽培です。

第2号構成員については3名であり、法人の行う農作業に300日従事する予定です。また、農業関係者の議決権割合が100%です。

第3号・第4号取締役については1名で、法人の常時従事者たる構成員であり、法人の行う農作業に300日従事しています。よって農地所有適格法人の要件を満たしています。

次に、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかについて、農機具についてはトラクター1台、耕運機1台、トラック1台を所有しています。

農作業は取締役1名及び従事者2名が行います。また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われます。

第3号信託の引受けについては該当ありません。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、許可後に50a以上となります。

第6号転貸するかどうかについては該当ありません。

第7号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、許可する場合には、農地法関係事務に係る処理基準に基づき「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は許可を取り消す」旨の条件を付けることとなります。

次に番号10番区分地上権の設定の案件について説明します。取得目的は太陽光発電設備を設置するため、権利の種類は区

分地上権の設定です。

農地法第3条第2項但し書きのうち民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され又は移転される場合における許可基準に該当するかどうかについて申請書・現地調査をもとに説明します。

地上権等の権利の設定又は移転を認めてもその権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生じる恐れがないことについて、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

地上権等の権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められることについては該当ありません。

なお、番号10番は農地法第5条番号11番の区分地上権の設定のため、農地法第5条の許可に合わせて許可書を交付します。

最後に、番号11番から13番の案件について説明します。

取得目的は新規営農、権利の種類は賃借権設定です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書・現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかどうかについては、トラクター等大型機械を所有しています。従事者については2名の従事者がいます。また、申請地の全筆現地調査の結果耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われれます。

第2号農地所有適格法人以外の法人については該当ありません。

第3号信託の引受については該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについては、申請者が150日以上従事する予定です。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについては、許可後に50a以上となります。

第6号転貸するかどうかについては該当ありません。

第7号周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

議長 説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。  
内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑  
を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許  
可することとし、番号 10 番は議案第 53 号農地法第 5 条番号 11  
番営農型太陽光発電設備による区分地上権の設定ため許可日  
については、豊橋市長と調整のうえ決して、異議ございませんか。  
「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案はさよう決しました。  
次に番号 14 番の 1 件を上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
3 ページをご覧ください。  
番号 14 番は、自社で製造した肥料の試験農場として利用す  
るために取得する案件です。  
権利の種類は所有権です。  
申請者は農地所有適格法人以外の法人ですが、申請地におい  
て法人の運営に欠くことができない試験研究を行う場合は、農  
地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号イの規定により耕作目的で農地  
を取得することができます。  
平成 23 年度に取得した西赤沢町の試験農場は、もともと産  
業廃棄物の埋立処理を行った跡地であり、肥料の購入先農家か  
ら産業廃棄物では何が入っているか分からず、試験結果につい  
て普通畑と条件が違うことを指摘され、営業面で大きなハンデ  
ィキャップとなっています。既設農場以外の畑では詳細な試験  
をしたことがなく、取引先からの要望を満たすため今回の申請  
に及んだ旨の記載があります。  
現在、所有農地は菜の花など景観作物を植えて農地の保全を  
しており、今後も景観作物を植えていく旨説明がありました。  
申請地の規模の根拠としては、申請書に以下の内容の記載が  
あります。「5 種類の作物を試験し、施肥については無し、25 袋、

50 袋、75 袋、100 袋の 5 パターンを計画し、1 区画の面積は、作物の生育状況を確認するのにある程度の面積がないと、写真等で撮影したときに色、勢い、収量のそれぞれの差が判りずらいため 350 m<sup>2</sup> 必要です。つまり 350 m<sup>2</sup> × 5 パターン × 5 作物 = 8,750 m<sup>2</sup> が必要となります。」以上の内容が申請書に記載されています。

試験農場は農地法第 3 条第 2 項の例外であるため、農地法第 3 条第 2 項第 1 号、2 号、4 号、5 号で規定される許可できない項目の適用はありません。

農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号の取得後全て耕作するかどうかについて、トラクター、肥料散布機など必要な農機具を保有し、必要に応じ新たに購入すると説明がありました。

従事者については 1 名、繁忙期については追加する旨の説明があります。また、申請地及び所有地の全筆現地調査の結果耕作または耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われま

す。農地法第 3 条第 2 項第 3 号、6 号、7 号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第 3 号委託によるかどうかについて該当有りません。

第 6 号転貸するかどうかについて該当有りません。

第 7 号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方々に現地調査していただき、また、地元の農業委員さんに意見を伺ったところ特段の支障はないとのことでした。

また、審査会において地元自治会にも今回の計画を説明することを確認しています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひします。

日向会長  
職務代理者

はい。今回の案件は地元としても大きな問題で、本当に試験農場としてずっと使ってもらえるのか。知らぬ間に別の目的に使用されないか心配です。今回、多くの農業委員の方々に現地調査をしていただきましたので、皆さんの目でこれからも監視を願ひします。

議長 他にはありませんか。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。

なお、番号2番は高部委員が、申請者のため農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当いたします。高部委員は関係案件のみ一時退席いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第52号、4ページをお願いします。

転用目的については、番号1番、4番が農家用住宅等、番号2番が農業用施設等、番号3番が営農型太陽光発電設備、番号5番が駐車場の建設です。

農地種別について、2種と判断されるのは番号5番です。1種と判断されるのは番号1番、2番、4番ですが、番号2番は農業用施設に該当しその他については許可要件である集落接続に該当します。農用地と判断されるのは番号3番ですが、一時転用に該当します。

資力について、自己資金のみは番号1番、2番、5番です。借入金のみは番号3番です。自己資金及び借入金は番号4番です。

信用性について、番号1番、2番は始末書が添付されています。その他の案件は特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については全案件とも該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性について、番号1番、2番は既に完了しています。その他の案件は令和3年1月1日から令和3年2月1日までに着工し、令和3年1月31日から令和3年8月20日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため土地計画法上の申請がされているのは番号1番、4番です。その他の案件は該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号1番が申請外宅地526.66㎡、番号4番が申請外水路11.83㎡あります。その他の案件については該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも申請書、事業計画書及び現地調査等により妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障について、隣接地が申請地所有者と同じであるか農地以外である案件は、番号1番、2番、4番です。隣地承諾書の添付があるか承諾を得た旨の記載がある案件は3番、5番です。

一時転用については、番号3番が該当し認定農業者であるため10年の一時転用計画で、農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号2番とそれ以外の案件に分けて審議していただくということで進めて参りたいと思います。

まず、番号1番から5番までのうち番号2番を除く4件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員  
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決

しました。

議長

高部委員は退席してください。

次に番号2番の1件を審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

高部委員は復席してください。

続きまして、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から18番までの18件を一括上程いたします。

なお、番号4番は高部委員が申請者のため農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当いたします。高部委員は関係案件のみ一時退席いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第53号、5ページから7ページをお願いします。

権利の種類について、使用貸借による権利の設定は番号1番、4番、6番、11番、12番、17番です。所有権移転は番号2番、3番、5番、7番、9番、10番、14番から16番、18番です。賃借権の設定は8番、13番です。

転用目的については、番号1番、4番、6番、12番、17番が分家住宅等、番号2番、5番、8番から10番、13番から16番が太陽光発電設備、番号3が資材置場、番号7番、18番が駐車場、番号11番が営農型太陽光発電設備です。

農地種別について、3種と判断されるのは番号18番です。2種と判断されるのは番号2番、3番、5番、7番から10番、13番です。1種と判断されるのは番号1番、4番、6番、12番、14番から

17番ですがすべて許可要件である集落接続に該当します。農用地と判断されるのは番号11番ですが一時転用に該当します。

資力について、借入金のみは番号1番、4番、6番、12番、13番です。自己資金のみは番号2番、3番、5番、7番、8番、10番、15番、16番、18番です。自己資金及び借入金は番号9番、11番、14番、17番です。

信用性については全案件とも特段の疑義はありません。

転用の妨げになる権利を有する者については、番号11番が地役権者の中部電力株式会社の同意書が添付されています。その他の案件は該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、令和2年12月25日から令和3年2月1日までに着工し、令和3年1月31日から令和3年8月31日までに完了する計画である記載があります。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号7番が申請外雑種地7,333㎡、番号8番が申請外雑種地53㎡、番号10番が申請外豊川用水路10㎡、番号13番が申請外雑種地61.25㎡、番号16番が申請外用悪水路46㎡あります。その他の案件については該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも申請書、事業計画書及び現地調査等により妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番、2番、5番、6番、10番、11番、13番から16番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか農地以外である案件は番号3番、4番、7番から9番、12番、17番、18番です。

一時転用については、番号11番が該当し認定農業者であるため10年の一時転用計画で、農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号4番とそれ以外の案件に分けて審議していただくということで進めて

参りたいと思います。

まず、番号1番から18番までのうち番号4番を除く17件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

高部委員は退席してください。

議長

次に番号4番の1件を審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

高部委員は復席してください。

続きまして、議案第54号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第54号農用地利用集積計画について、説明させていた

できます。

農地流動化の申出があったもののうち、10月26日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、1件2筆1,186㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、11月19日の農地審査会において、加藤委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいまの事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第55号「相続税納税猶予に関して引き続き

農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第55号9ページをご覧ください。

議案第55号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

番号1番は水稲及び畑作による経営です。

特例農地の1筆は水稲の栽培、2筆はキャベツ等の栽培、5筆は保全管理です。

番号2番は果樹による経営です。特例農地の5筆は果樹の栽培です。

番号3番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の2筆はブロッコリーの栽培、16筆は田畑の保全管理です。

番号4番は水稲による経営です。特例農地の2筆は水稲の栽培です。

この4件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農地は、番号1番に7筆、2番の特例適用農地全てが該当いたします。

以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きして、議案第 56 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 8 番までの 8 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 56 号 10 ページ及び 11 ページをご覧ください。

議案第 56 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号 1 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 3 筆は水稲の栽培、1 筆は畑の保全です。

番号 2 番は水稲・畑作及び果樹による栽培です。特例農地の 10 筆は梨の栽培、3 筆が田畑の保全管理です。

番号 3 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 4 筆は水稲の栽培、1 筆は畑の保全管理です。

番号 4 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 12 筆は水稲の栽培、4 筆は露地野菜の栽培です。

番号 5 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 3 筆は水稲の栽培、1 筆は露地野菜の栽培です。

番号 6 番は水稲による経営です。特例農地の 6 筆は水稲の栽培です。

番号 7 番は水稲による経営です。特例農地の 3 筆は水稲の栽培です。

番号 8 番は水稲による経営です。特例農地の 3 筆は水稲の栽培です。

この 8 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農地は、番号 4 番に 3 筆ありました。

以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承

認することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の 12 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 23 番までの 23 件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 15 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 4 番の 4 件、及び 16 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 33 番までの 33 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 21 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 11 番までの 11 件については、備考欄に記載の農地法第 3 条許可及び利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 23 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、11 月 20 日付けで証明を行いました。

次に「別添資料」の報告第 6 号は、令和 2 年 10 月 27 日付け愛知県東三河農林水産事務所長から通知がありました。

平成 26 年度から神野新田町地内五号地区で混在した水田と畑地とをブロックごとに集積を行うことで営農の効率化を図ることとパイプライン化により畑用水の安定供給等を目的に土地改良を行いました。

計画概要につきましては、4 枚めくっていただき「計画概要図」をご覧ください。黄色が畑地、白色が水田とブロックごとに集積

されます。

土地改良の規模につきましては、さらに4枚めくっていただき「2地区総計表」をご覧ください。水田は従前地が103筆236,881㎡が換地処分後29筆99,268㎡に。畑地は、従前地が34筆61,225.56㎡が換地処分後68筆196,798㎡となります。

現在、土改良事業の工事は終了し、換地処分の手続き中で来年の3月には手続きが終了する予定です。法務局の登記手続きが終わるのは来年の5月頃の予定です。

なお、農業委員会としては、本日付で換地計画を受領した旨を愛知県東三河農林水産事務所長あてに通知する予定です。

報告は以上です。

議 長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前10時25分中断)

<農地銀行運営委員会議>

議 長

総会を再開いたします。 (午前10時28分再開)

それでは、11月5日及び6日の視察の報告をお願いします。

報告者

<報告>

<質疑応答>

議 長

次に「農地一斉耕起強化月間について」を農業支援課から説明があります。

農業支援課

<説明>

<質疑応答>

議 長

次に連絡事項をお願いいたします。

事務局

<連絡事項>

議 長

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前11時15分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和2年11月25日

議 長  
(会 長)

議事録署名者  
( 8 番 小林 尚美 委員)

議事録署名者  
( 11 番 陶山 哲 委員)